

# 近衛信尋と伊勢物語

——陽明文庫藏『伊勢物語抄抜書』その他をめぐって——

山 本 登 朗

近衛家に伝来し陽明文庫に現存する数多くの近衛信尋自筆資料の中に、伊勢物語の注釈ないしは講釈にかかわるものが三点含まれている。

近衛信尋（慶長四年・一五九九～慶安二年・一六四九）は後陽成院の皇子、後水尾院の同母弟、母である女御藤原前子（近衛前久女、中和門院）の兄近衛信尹（永祿八年・一五六五～慶長十九年・一六一四）の猶子となり近衛家を継いだ。元和六年（一六二〇）左大臣、同九年（一六二三）関白・氏長者となり、寛永六年（一六二九）八月に辞するまでその任にあった（史料纂集『本源自性院記』解題、同記、『公卿補任』等）。その政治的地位もさることながら、同時に、彼は同母兄後水尾院を中心に形成された当時の宮廷文化の一翼を担う、当代一流の文化人でもあった（前掲解題等）。そのことは、陽明文庫に現存する数多くの自筆資料からもうかがわれるところである。

さて、伊勢物語にかかわる三点の資料のうち、二点は伊勢物語講釈の場で信尋によって記された当座聞書の原本、残る一点は信尋自らの講釈のための準備的草稿かと思われるものであるが、これらは、前述の如き人物の伊勢物語にかかわる活動の跡をとどめた、その人物自身の筆になる資料として、まずはなほだ興味深い。

さらに、信尋より四代前の当主近衛尚通は、明応七年（一四九八）二月五日、宗祇から古今伝授を受け、同年十一月には同じく宗祇から伊勢物語の講釈をも受けた（拙稿「曼殊院藏伊勢物語二種」——『国語国文』五十一卷二号・昭和五十七年——、同稿所掲諸書参照）が、以後その伝授はいわゆる近衛伝授として代々の当主に伝えられ、曾孫信尹に至った。信尹の晩年、信尋はまだ年少（信尹薨時十六歳）であったため、信尹は歌道門弟にあたる猪苗代兼如

の子兼与に伝を授けて信尋への返し伝授を頼み置き、後にそれは約の如く兼与から信尋への伝授の形をとって成就された（陽明文庫蔵一般文書中『猪苗代所持古今集相伝』、同慶長十六年誓状案文、『本源自性院記』）。すなわち信尋は、当時主流を占めつつあった三条西・幽齋流の古今伝授とは系譜を異にする、尚通以来の近衛流古今伝授を、返し伝授を介してではあるが継承していたのである。その近衛流伝授に伊勢物語が含まれていた可能性は大きいが、近衛流伊勢物語説の内容を伝える資料は今のところ知られていない。本稿で問題にする三点の中に、兼与の講釈を記した様なものは残念ながら含まれていないが、それでもなお、上述の様な事情を考慮する時、三点の資料はより一層興味深い存在と考えられるのである。

三点はそれぞれ後述の如き小冊子にすぎず、注記も概して簡略である。しかしその内容にいささかの検討を加えれば、寛永年間という時期における、信尋という上述の如き人物とその周辺の、伊勢物語へのかかわり方の一面を如実にうかがい知ることが可能であろう。そしてさらに、その検討を通して、より前代からこの時代に至る、伊勢物語にまつわる種々の伝流の複雑な相互関係の一端をさえ、さかのぼってうかがい見得ることが期待されるのである。

一

元和五年（一六一九）二月二十五日、禁中において三条西実条・烏丸光広・中院通村の三名による伊勢物語の講釈が行われた（大津有一『伊勢物語古注釈の研究』第二章第三六・三七・三八）。当日は実条が初段を、光広が初段・二段を（ただし二段は音読のみ）、通村が三段をとという形で、冒頭部分のみの講釈であった（前掲書所引『資勝卿記』）。しかるに、その六年後の寛永二年（一六二五）、後水尾院は再び三者に命じて禁中で伊勢物語を講釈せしめた。今回は各々が全段の講釈、順序は前回とは逆に、通村が正月から三月まで、光広が八月、実条が九月から十一月までの日程であった（大津博士前掲書前掲部、『御湯殿上の日記』等）。当時閑白であった近衛信尋は、そのうち光広と実条の講釈に出席している。（通村の講釈については不明。おそらくは不参加か。）出席の事実そのものは『御湯殿上の日記』等によっても知られるが、陽明文庫には、その折の信尋自筆にかかる聞書原本各一冊が残されていて、両者の講釈の日程や内容等について貴重な資料を提供する。（烏丸光広の、おそらくはこの講釈を記したかと思われる筆者

不明の聞書一冊が『弘文荘待賈古書目』第十三号——昭和十四年——に掲載されている。また、中院通村のこの時の講釈の聞書と思われるものが京都大学付属図書館中院文庫——中院V・34——に現存する。ただしきわめて難読。この他には、寛永二年禁中三家講釈の聞書の存在は報告されていない。

光広講釈の聞書は紙縫による仮綴一冊（一般文書八九〇四六の一）、縦二二・八センチ、横二〇・九センチ、墨付十八丁、外題「伊勢物語聞書」、表紙の右端に「三関一説 大坂 須磨 不殿の書き込みがある。一丁オモテ冒頭に、

寛永二、八、二

伊勢物語講談光広卿

依遅参初ヲ不聞、うるかうぶりよりキク

（以下、原本引用にあたっては、字体を現行のものに改め、私に読点・濁点を付す。また、原本の性格上、その行移りを多く読点をもって代えるなど、引用は必ずしも原本の姿に忠実ではない。）

とあり、以下初段注に続く。既に天津有一博士が『御湯殿上の日記』・『泰重卿記』から推定しておられる様に、光広の講釈が八度にわたって行われたことが、この聞書によって、各度の講釈章段をも含めて確認される。すなわち八月二日に初段から四段まで。七日に五段から十六段まで。次の両度は信尋欠席、聞書には次度の冒頭に「両度不参、今日も遅参故ももとの哥より聞」と記すのみであるが、『御湯殿上の日記』によれば十日と十四日、章段不明。十七日に六十三段以前（信尋遅参により不明、聞書前引部参照）から七十八段まで。二十日に七十九段から九十段まで。二十二日に九十一段から百九段まで。（聞書には百八段の後百九段について何も記されていないが、次度から考えて百九段の講釈もあったと推定される）。二十七日に百十段から百二十四段まで。百二十五段について聞書には記載がない。同段の講釈を不吉として避ける傾向もあった（『伊勢物語闕疑抄』——以下『闕疑抄』と略称——等参照）ことを考えれば、講釈の有無も不明とすべきであろう（なお下述の実条講の場合も参照）。

実条講釈の聞書も同じく紙縫による仮綴一冊（一般文書八九〇四六の二）、縦一四・一センチ、横二〇・八センチ、墨付十二丁、外題「伊勢物語聞書」。一丁オモテ冒頭に、

寛永二年九月四日

## 伊勢物語聞書、実条卿講談

とあり、序論（総論）へと続く。この講釈について『御湯殿の上の日記』は四度を記載するのみであるが、この聞書によればおそらく六度行われている。すなわち九月四日に初段から十五段まで。十日に十六段から三十八段まで。十七日に三十九段から六十四段まで。この後聞書には約半丁の空白があり、次度は次面の冒頭から記されている。章段数や下述の事情から考えて、一度の欠席があったと推定される。日付は不明。十月二十八日に八十一段から九十六段まで。十一月一日に九十七段から百二十五段まで。ただし百二十五段については聞書の百九段の部分に「百九段メ花よりも人こそあだにの哥の段ノ次につるにの歌よむ、次百十段メヨム」と記されていて、順序を変えて講じたことが知られる。百二十四段については聞書に記載がないが、普通の順に講釈はあったと考えられる。この六度という回数とその章段の区切りは、後水尾院『伊勢物語御抄』（以下『御抄』と略称）冒頭等に記された、享祿元年十一月の禁中における三条西実隆による講釈の回数・区切りと完全に一致する。それはまた、『闕疑抄』のいくつかの章段の冒頭に小書で付されている二種の講釈度数（計六度のものと十二度のもの）のうち、計六度のものの区切りともまったく一致する。禁中で伊勢物語を講釈するにあたって、実条は自家の先祖実隆の前例を軌範としたのである。

さて、信尋筆聞書の内容であるが、当座聞書原本の常として、所によって繁簡の差を示しつつ全体に簡略である。いま、便宜上、全体の様相を推測する手がかりとして、二点それぞれの第二段の部分すべて掲げておくことにする。

## （光広講釈）

この京ト云ハ東京也

うちものかたらひて カノ字道通院ニゴルモ  
以後スム也

雨そをぶる ふの字斗ニゴル

おきもせず——秀逸也、春の物とてとは春のならひとての心也、春は草木ニツケテモ詠ガチ也

引哥アリ 可尋

## （実条講釈）

まめ男 愚見ノ説不用

うち物がたらひて 詞ナドカハス心カ

おきもせず「ニゴル」——おきもせず昼ニトル、ねもせてハ夜ニトル也

光広・実条・中院通村の三名は、みな細川幽斎から古今伝授を受けているが、聞書からうかがわれる光広・実条の講釈内容は、幽斎の『闕疑抄』と必ずしも同一ではない。右に掲げた第二段でも、「うちものがたらひて」の「か」の清濁において両者の説は相違するが、『闕疑抄』にはこの「か」文字の傍に「清」という標示があり、この場合光広の方が幽斎の説に忠実であることが知られる。一般に、光広の講釈内容にもそれなりの個性的展開がかなり見られるもの、実条と比べると、その所説は『闕疑抄』に一致する度合が大きい。逆に、実条の説はしばしば幽斎の所説とはくい違っている。たとえば六段の「くら」について、聞書には、

くら 当流ニハ蔵ノ字、アタリにくらヤアリケント也

とあるが、宗祇・三条西流諸注のうち広く流布した『伊勢物語肖聞抄』（以下『肖聞抄』と略称）・『惟清抄』等は「座」の字をこれに当てており、『闕疑抄』もそれを継承しているのである。これに類する例は、他にもかなり見出すことができる。

実条が、三条西家の継承者として、『肖聞抄』・『惟清抄』および幽斎の伊勢物語説を不完全なものとなし、という事実は、学習院大学国語国文学研究室蔵の三条西家旧蔵伊勢物語資料中、『伊勢物語注』（仮題、B七九、内容によれば三条西実条記、『学習院大学国語国文学会誌』第九号所載松尾檀氏資料紹介の②がこれにあたる。）等いくつかの文献によって知られるところであるが、信尋筆聞書の前述の如き内容は、それを注釈の面から裏付けていると言えよう。

また、信尋筆聞書に記しとどめられた光広・実条の所説は、しばしば後水尾院の『御抄』に引かれている両者の説に一致を示す。たとえば前引の六段「くら」についての実条の説は、ほぼそのままの形で『御抄』に、

三義、蔵ノ字ヲ用也、アタリニサヤウノ蔵ナドモコソアリツラメ也（京都大学付属図書館蔵中院文庫本）

と、『三義』の標示を付して引かれている。『御抄』の「日義」という標示が光広説をさすことも、信尋筆聞書との照

応によって確認され得る。既に大津有一博士が推察された様に（前掲書前掲部分、および第二章第四十四）、寛永二年の三者の講釈は、『御抄』や数度にわたる仙洞講釈に結実する後水尾院の伊勢物語説成立のための、一つの前提をなすものであったと考えられる。幽齋から智仁親王を経て後水尾院に至る、三条西・幽齋・御所流伝授のいわば正系の説に加え、ともに三条西・幽齋の流れを承ける三家の説をも、この寛永二年の講釈開催によって、後水尾院は自らの中に取りこむことができたのである。

後水尾院の同母弟にあたる信尋は、この様な光広・実条の講釈を、いかなる姿勢で聞いたのであろうか。簡略な当座聞書からその様相をうかがうことは容易ではないが、二冊の聞書に「可尋」の二文字がしばしば記されていることが、その意味でまず注意を引く。（前引の光広講二段注に一例が見える。）講釈の当座は声が「ヒキクテ不聞」（実条講聞書・初段。ちなみに大津博士前掲書所引『資勝卿記』は元和五年の実条講釈について「微音也」と記す。）ということもあった。また、講釈の進行を追う過程で一部を聞きもらすこともあったであろう。「可尋」とはたとえばその様な場合の、後の補完を期するための注記であったと思われる。信尋の積極的な姿勢が、そこからはずとまずうかがわれもするのである。

しかしながら、信尋のその様な姿勢は、懸命に師のあとを追おうとする者の熱心さとは、その質を異にしていると言わねばならない。寛永二年には信尋二十七歳、二冊の聞書は、前に引用した部分からもわかる様に、既に初学者の域を越え、むしろ重要なポイントを的確に押さえている印象を与える。そしてさらに、信尋はその内容と自分自身との間に一定の距離を保っている様にも見うけられるのである。次の様な言い回しは、これが当座聞書であることを差し引いても、やはり信尋のその様な姿勢の一端を示している様に思われる。

定家のナントヤランカトヤラン、猶可尋（光広講・八十段）

逍遙院やらん称名やらノ説也（同・百一段）

夢ヲミルハ木火土金水のナニトヤランカトヤランアリ、不聞、可尋（同・百十段）

光広や実条、そして実兄にあたる後水尾院とも違って、信尋自身は三条西・幽齋流の古今伝授とは遂に無縁であった。近衛流伝授を継承すべき者として、幽齋流の伝を受ける必要はなく、また受ける立場にもなかつたのである。二

冊の聞書の上述の如き様相はその様な信尋の立場によく符合する。信尋は、一步離れた立場から、自分にとってはあくまで他流の参考説である光広や実条の所説に、けれども熱心に耳を傾けていたのである。

## 二

陽明文庫に現存するもう一点の資料（以下『抄拔書』と略称）は、やはり紙縫による仮綴の草稿風一冊（一般文書八九六三四）。縦七・八cm、横一三・二cm、墨付四十一丁という、きわめて小さい横本である。表紙に外題はなく、右上に「雅正<sup>マヤダク</sup>」とのみ書き込み。一丁オモテには「尖峯清似劍憤強心如<sup>スシツウウシガ</sup>鉄守<sup>テツ</sup>レ固<sup>カタキ</sup>」と記されていてそのウラは白紙。二丁オモテの内題（端作）に「伊勢物語抄拔書」と記されている様に、注釈等諸資料の簡略な抜書が内容の大半を占めているが、それらにまじって、時に「私云」という標示をも付して、信尋の自説と思われるものがかなり加えられている（後述）。そういった内容からも、本書は単なる諸注の抜粹とは考えられない。諸資料を適宜取捨する事によって自説を形成する、その様な意味での「抄拔書」と考えられる。しかもそれが信尋自身の講釈のための準備的草稿であったと推定されるのは、一つには七十五段に次の様な記載が見られるからである。

元慶元年ヨリ寛永六年まで七百五十三年也

七十五段注の末尾にこの様に記すのは、『肖聞抄』以来、旧注では一般的なことであるが、それらはすべて、業平の卒した元慶四年を起点としてその講釈の年時あるいは注釈成立の年時までを数えている。ここで「元慶元年」が起点とされている、その理由は不明であるが、寛永六年（一六二九）までの年数に誤りはない。『抄拔書』の七十五段注は、この前に、

こゝろはなぎぬ——ナゴヤカナル心也

とあるのが全てである。「元慶元年」以下の記述を他注からの転載と考えると、その転載の意味を説明することはむづかしい。すなわち、これは信尋自身の文言であって、この『抄拔書』は寛永六年に成立したか、ないしは寛永六年の講釈の場で語るために作られたと考えられるのである。

信尋の日記『本源自性院記』（陽明文庫蔵、史料纂集）には次の様に、寛永六年六月から八月にかけての信尋自身

による伊勢物語講釈の事が記されている。

(六月二十五日) 晴、滋野井・法眼友輔等興行、談伊勢物語

(同二十八日) 晴、談伊勢物語

(七月三日) 晴、談伊勢物語

(同五日) 談伊勢物語

(同七日) 雨、依服無星手向、伊勢物語談

(八月二十七日) 晴、伊勢物語談、中宮□姫宮誕生

(同二十八日) 晴、伊勢物語卯刻計始、今日終、依吉日着帯、一条殿関白宣下也(下略)

寛永六年成立と考えられる『抄拔書』は、この講釈の講案草稿として記されたものではなかったかと推定される。ちなみに、寛永六年には信尋三十一歳、前年の寛永五年三月七日から十一日にかけて兼与より古今伝授を受けている(『本源自性院記』)。講釈中の八月二十一日に左大臣および関白を辞し、講釈の終了した二十八日には、前引の様に後任の一条兼遐(後に昭良と改名、信尋の同母弟)に関白宣下が下っている。

さて、『抄拔書』はきわめて多くの資料からの抜書を含むが、宗祇・三条西流およびその周辺にまで広く流布していたはずの『肖聞抄』・『惟清抄』・『闕疑抄』の書名がここに見えない点が、まず注意を引く。たとえば『闕疑抄』の書名は、実条講釈の聞書冒頭に、前引の端作に続けて、

此物語題号、古注説様／＼也

天福一字不違ノ本にて被読也

これをだに今ははなれ伊勢(いせ)の海人の舟ながしたる思ひとをしれ、闕疑と相違ノ問書付也

(傍線筆者。以下同じ。)

と記されている中に見え、傍線部の記述から信尋が『闕疑抄』をよく知っていたことが確認される。他の二抄も、その流布から考えて信尋が知らなかったとは考え難い。知っていながらあえて用いないところに、三条西・幽斎流とは別系に立つ信尋の立場が示されていると考えられるのである。



ただし信尋は、寛永二年に禁中で聞いた光広・実条の講釈の内容を、部分的に『抄拔書』の中に取り入れてもいる様である。すなわち九段「時しらぬ」の歌注の後に、ただ「七高山」とのみ示し、次行以下に比叡・比良・伊吹等の山名を列挙しているが、これは信尋筆光広講聞書の同じ箇所、

七高山日本ニアリ、其中ニモふじはもらしたる也、たいたうすべきなきゆへ也、ひえの山をとりいだしたる尤ナリ、七高山ノ内ノ第一なれば也

と記されている、その光広の講釈内容を採用入れたものである可能性が大きい。しかし同種の例はきわめて少なく、前掲の光広説も、あくまで興味深い参考説としてここに採用いられてはならないと考えられる。

また、『抄拔書』には、四段注に「知頭抄」の書名が見え、続けて「題号ノ一、在原ノ一、業トヨムベキ」と、書陵部本系『和歌知頭集』の冒頭部の内容にほぼ該当する綱目の様なもののみが記されているが、それ以外に、たとえば九十三段注に、

あふなく／かなしと云心也、悲也、費長房天仙——アヲナク悲、素戔烏尊御哥ト云、わぎもがこぬ夕暮はあふなく／真木の板戸もさゝずこそぬれ、これも悲ト書タリ、いづれも他流ノ説也

とある様に、冷泉家流に属すると考えられる古注的注記がしばしば見出される。右に引いた部分の末尾からも、信尋がこれら古注を「他流」の参考説として引いていることが知られるが、その「古注」は、二十三段「おやのあはすれど」の注に、

古注平定文ニト云、不用

とある様にはっきりと否定されている場合もある一方、多くの箇所では何のただし書きも付されておらず、場合によっては、

おきな、卑下ノ詞也、此年四十也、又翁は物に長たる事也、好色ニ長シタルト也、古注ニ長タル証拠アリ（七十六段注）

の様に、「古注」が所説の根拠として用いられている場合も見られる。この様な「古注」の用いられ様は、信尋の実父である後陽成院の『伊勢物語愚案御抄』（慶長十二年奥書、以下『愚案抄』と略称）の場合とよく似ている。二条

流正系と目された幽齋流の伝授を受けていない点において、後陽成院と信尋はその立場を同じくする。後陽成院が、見ていたにもかかわらず『闕疑抄』を用いず（大津博士前掲書第二章第三十五）、古注に属すると思われるものをも含め多くの「抄」を取捨して『愚案抄』の所説を形成した様に、信尋も『肖聞抄』・『惟清抄』・『闕疑抄』を用いず、他の多くの資料によって『抄拔書』を作り上げているのである。（ただし、『愚案抄』と『抄拔書』の間に内容上の照応は見られない。）

### 三

それでは『抄拔書』は、「他流」ならぬ「当流」の説として、どの様な注説を採り用いているのであろうか。

まず注目されるのは、『伊勢物語忍摺抄』（大津博士前掲書第二章第二十五に紹介、以下『忍摺抄』と略称）との関係である。すなわち二丁オモテ冒頭の端作題に続けて、第二行には、頭部に「△」印を付して「志能夫数理」なる書名が記されており、次の第三行以下、二丁ウラの初段注の直前まで、いわば注全体の序（総論）にあたる形で、次の様な文章が記されている。

伊勢ハ伊勢守従五位上藤原繼陰ガ娘、宇多ノ更衣ニテ皇子ヲ儲奉タリ、中務ヲバ敦慶親王ニ具セラレテ生ケルガ、後ニハ枇杷左大臣本院中納言等ニ思ハレケル由旧記ニ見タリ、物語ノ人々ノ官位相違ノコ

右のうち「旧記に見タリ」までの部分は、『忍摺抄』の序の半ばあたりに記されている次の様な文章と良く一致する。

伊勢ハ伊勢守従五位上藤原繼陰ガ娘、東七条后温子寛平后ニ昭宣公女さぶらふ官女也、宇多ノ更衣ニテ皇子を儲奉りたり、中務卿敦慶親王是也、後ハ枇杷左大臣本院中納言等に思れけるよし旧記に見えたり（島原公民館蔵松平文庫本による。以下同じ。）

『忍摺抄』の序はこれに続いて、物語の登場人物の官位呼称が年時に合わないという問題について述べている。『抄拔書』はこの部分を、内容の綱目のみ示して略したのである。この様に、信尋が『抄拔書』の冒頭部に、まず『忍摺抄』の一部を書き抜いていることが確認されるのだが、敦慶親王に関する部分（傍線部）に、両者の間で重要な異同のあ

ることが注意される。事実関係としては言うまでもなく『抄拔書』の方が正しいが、大津博士前掲書所引の彰考館所蔵本や鉄心齋文庫蔵本などの『忍摺抄』にも、これにかかわる松平文庫本との本文の異同はない。(ただし、陽明文庫本は未補修につき未見。)ちなみに、『忍摺抄』は作者不明の注釈、「堯孝法印之余薫、洛陽東山之遺老」の自称を記す序文は独自のものであるが、その注の内容は、大津博士が前掲書で指摘しておられる様に、『伊勢物語宗長聞書』(以下『宗長聞書』と略称)と全く同文の部分が過半を占める。しかし一方で、『肖聞抄』と同文の部分も多く、一段の注すべてが同じという例もかなり見られる。その他、量的には少ないが、両者のどちらにも一致しない部分もある(これについては後述)。

この様に、『抄拔書』は『忍摺抄』と密接な関係を持っている様に見えるのだが、初段注以下の部分では、『忍摺抄』によったかと思られる部分は二・三箇所にとどまっている。

次に注意されるのは、『抄拔書』中五箇所に見える「尚通」ないしは「尚通筆」という標示である。前述の様に、尚通の伊勢物語説を伝えるものは切紙一通(陽明文庫・宮内庁書陵部)の他には現在知られていないが、尚通自筆の、おそらくは伊勢物語にかかわる聞書・注釈のごときものが、少なくとも信尋の代までは近衛家に伝えられていたことが、僅かではあるがその内容とともに知られるのである。参考までに、その五箇所の記述を次に列挙しておく。(六十四段では、「尚通」説に対して「私曰」として信尋の自説が並記されている。あわせて掲げておく。)

(四段) 尚通筆——梅花盛世間ノ也、秋萩の花咲にけりを引

(同) やみにけり 病ノ字、尚通

(十五段) 尚通、忍ぶ山——さるさがなきなりひらにとりつめられては如何と也

(二十三段) 尚通、をさなき時井筒ノたけにならばなど契タルヲ業ノよミテヤル也、くらべこし、かた過ぬ、かた□□までさがりたるかみのすがた也

(六十四段) 尚通、その局をしかとしらぬ也、私曰、心ヲキ所いづくなりか

第三に注意されるのは、十箇所に記載された「祇説」の標示である。言うまでもなく宗祇説を言うのであろうが、引用されたその所説は『肖聞抄』・『宗長聞書』・『山口記』等の注記とは、内容的に矛盾こそしないものの、完全には一

致を示さない場合が多い。これも参考までに次に列挙しておく。

(四段) 祇説、ひとつはノ字もトミヨト也

(三十九段) いでゝいなば——此段愚見ト宗祇説相違

(同) 順がおほぢト云詞書誤也、こ書ヲ中へ書入タル也、当説

(四十段) 祇説、可然人ノ子也

(四十三段) 名のみたつ——虚名と云也、加陽ノコヲカクス也、祇説云く

(四十四段) 祇説ニ、有常女業平ニよますト也、すむ也

(五十八段) 祇鬼は女也、五音相通、人をたぶらかすゆへ女ヲ鬼ト云也

(八十五段) ことだつ、ことぶきだつ也、祇説、だつは添字、祝言也、ことぶきノ下略ト云、又異也、如何

(同) 祇説ちと相違、雪も我心ニ同心してふると也

(百三段) ねぬる夜の夢を——(中略) 祇説ニハ業ノ哥ノ中ニテハ名哥ト云、

(△は判説を示す。以下同じ。)

特に最後の百三段の注など、『肖聞抄』等の既知の注には全く見えない。信尋が引き用いた「宗祇説」は、三条西流を中心に広く流布していた『肖聞抄』等の諸抄とは異なった、別の「宗祇説」であったと考えられる。それがどの様に伝来したどの様な書物であったかを、いま十分に知ることはできないが、かすかな手がかりがないわけではない。三条西系の主流に用いられることのなかった別の宗祇注の存在が、次の様に知られ得るからである。

#### 四

片桐洋一氏の御好意によって拝見することのできた同氏蔵『伊勢物語聞書』は、文明九年本『肖聞抄』に二種の別注書き入れを加えた形になっており、そのうち一種の書き入れには各条に「祇」の標示が見られる。すなわちこれは、『肖聞抄』と異なる別種の宗祇注による書き入れと考えられるのであるが、その内容も、『宗長聞書』・『山口記』・金光図書館蔵『伊勢物語』書き入れ等の既知の宗祇説に見えないものをかかなり含む一方、解釈の多くやその伊勢物語

理解の基本姿勢においてはそれらと共通しており、上述の推定を裏付けている。書き入れの数も特に前半部では多く、内容も豊富であるが、いまは参考までに特に興味深い箇所の一部のみを次に掲げておく。

(初段「はらから住けり」の注) 当流ニハ此ハラニゴ□リテヨム也、ニゴル時ハ女兒弟ト云心也、スムトキモ兒弟ノ所ハマギレヌ也、然共ニゴル時ハ女バラカラトツヅケテヨム也、(中略)、祇

(初段「みやび」の注) 昔人ハトハ昔人ハ心ノ正直ナル故ニ哥ヲヨミテナグサミタリ、祇

(二十三段「手づからゑゝがひ」の注) タトヘバ源氏物語ニ近江君末ツムナドノ如シ、必カヤウノ物語ニハキヤウゲンアル也、前ノ有常女ノヤサシキ心ツカヒノキヤウゲン也、祇

(六十九段「むかし男」の注) カリノ使ノ事当流ノ心ハ天子ノ国々ヲ御狩アリシ、唐ニモ此義アリ、狩ヲ御沙汰アル本意ハ国ノ盛衰ヲ御覽ゼンタメ也、其モ国ノツイエヲ思シメサルムニヤ後ハ使バカリニテサセラレタリ、

伊勢ノ御供ニ鳥ノマイル事ハアレドモカリヲシテマイラスル事ナシ、惣ジテ御供ハクロ米ヲ三キネツキテ御マハリニハシホバカリナリ、トリツクロハルムニハタコカイアハビナドマイル、又宮川ニテアユヲトリテスシニシテマイル、是等ノ義宮司ニ尋シニカタリ侍ル、祇

この片桐氏蔵『伊勢物語聞書』の書き入れと密接な関係を持つ資料に、国会図書館蔵『伊勢物語注』(大津博士前掲書第二章第十八に紹介、旧上野図書館本、二二・一九五、以下私に『天文十六年注』と略称)がある。奥書に天文十六年(一五四七)、七十五段注に天文二十一年の年記を有し、その注記の中に里村昌休の講釈について詳しい記述が見えることから、少なくとも一部は昌休門下の手になったものと推定し得る。その内容は『肖聞抄』の説を根幹としつつ、『伊勢物語愚見抄』(以下『愚見抄』と略称)・『祇注』(後述)・『哥注』(性格不明)・『惟清抄』・『許』(不明)・昌休の所説など、かなり広範囲にわたる諸抄の説を取捨・並記して成り立っている。その注記の中には『闕疑抄』と文章まで一致する部分も多いが、これは幽斎の師である三条西実枝の注説を『闕疑抄』と共通の母体として承けているからであろうかとひとまずは考えられる。大津博士の紹介にもある様に、「なり」体ばかりでなく、講釈の口調を写したかの如く「ぞ」体で書かれた部分も多く、その点、伊勢物語の注や聞書の中でも特異である。この様に、きわめて複雑な内容の注釈であるが、この中に「祇云」・「祇注」・「祇説」・「祇」などという標示を伴って引かれてい

る内容が、すべて、片桐氏蔵聞書の書き入れにも、ほぼ同じ文章で見られるのである。この関係から、『天文十六年本注』所引の「祇説」は、片桐氏蔵聞書の書き入れのものになったと考えられる本来の宗祇注ではなく、そこから抜書されて片桐氏蔵聞書き入れの様な形をとった以後のものをもとにしていることがほぼ推定される。しかも、片桐氏蔵聞書で「祇」標示を伴って記されているのと同じ注記が『天文十六年注』では何の標示も付されずに書かれている場合も多く（その一部は「ぞ」体で記されてもいる）、また逆に、『天文十六年注』で「祇説」などとして記されているのと同じ注記が、片桐氏蔵聞書では「祇」標示を伴わない方の書き入れの中に見出される場合も多い。片桐氏蔵聞書の二種の書き入れは、その内容や一部の形態から、同系ながら互いに異なった少なくとも二種類の注説から成り立っていることが知られるのだが、過去においてその二種類がともに宗祇説と考えられていた可能性が、『天文十六年注』との関係からは考えられるのである。

ちなみに、陽明文庫に現存する『伊勢物語積義』（二四三・六二）は、『肖聞抄』の各注記の後に若干の注を増補した、二十四段から四十四段までの零本一冊。全く同じ零本が宮内庁書陵部にもあり（『伊勢物語注』五〇二・六八）、既に大津有一博士によって紹介もなされている（前掲書第二章第四）。その、『肖聞抄』注に付加された部分のほとんどが、片桐氏蔵聞書の二種の書き入れに文章までほぼ一致するのである。ただし、片桐氏蔵聞書に比べると省略された注記も多く、「祇」という標示もすべて省かれていて、二種の書き入れを区別する手がかりは一切なくなっている。また、増注部の書式も書き入れの形ではなく、『肖聞抄』注と見分けられない形で書き続けられているなど、片桐氏蔵聞書と同類の本として若干の独自部分の存在が注目されるものの、全体として末流写本の趣を否定できない。ところが、書陵部本を紹介された大津博士は、その増注部のほとんどが『伊勢物語口伝抄』所引の『宗長聞書』に一致することを指摘された。『伊勢物語口伝抄』は桃園文庫旧蔵（大津博士前掲書第二章第二十九に紹介）、その後をの所在を知り得ず、他の伝本も報告されていない。（『國書総目録』には島原松平文庫本が記されており、同文庫目録にも記載があるが、該当書は文明九年本『肖聞抄』である。）大津博士前掲書によれば、同抄は大庭宗分著、天正二年（一五七四）の宗分の奥書の他に同年の聖護院准后道澄の奥書を付し、その内容は『肖聞抄』・『宗長聞書』・実隆講周桂記聞書・宗碩講洪仙記聞書の各注説に、聖護院准后道増（近衛尚通息）の講釈を宗分自身が記した聞書を加

えて列挙した諸注集成。大津博士の引くところによれば、宗分は自らの奥書の中でその『宗長聞書』について「宗祇かさねての所説宗長聞書云々」とのみ説明を加えている。この『宗長聞書』は、言うまでもなく前述の現存『宗長聞書』（片桐洋一『伊勢物語の研究・資料篇』に翻刻）とは全く異なる別本。大津博士が前掲書に掲げておられる『伊勢物語口伝抄』の初段冒頭注と百二十五段注にも「聞書」の標示を付したその引用が見えるが、その注記の、全部ではないが多くの部分は片桐氏蔵聞書の「祇」標示を伴わない方の書き入れと、たしかに文章まで一致している。以上、限られた資料の検討および大庭宗分の奥書によれば、片桐氏蔵聞書の「祇」標示を伴わない方の書き入れは、宗祇の講釈を記した宗長の聞書によってなされたということになる。

さて、前に列挙した、『抄拔書』に引かれている「祇説」十箇所のうち、既知の注には該当する内容の全く見えなかった百三段の注にはほ照応する注記が、片桐氏蔵聞書の「祇」標示を伴わない方の書き入れの中に、次の様に見出されるのである。

此哥取分ヲモシロキ哥也、サレバ古今序ニモ入タリ

ただし、この様に似通った点はあるものの、前に列挙した十箇所のうち四十三・四十四・五十八・八十五の各段の注記は、該当するものが片桐氏蔵聞書の書き入れには見えない。片桐氏蔵聞書の書き入れや上述の別本『宗長聞書』と信尋の『抄拔書』の関係をこれ以上明らかにすることは今のところ困難と言わざるを得ない。というよりもむしろ、関係の有無そのものさえもが今後の課題として問われねばならないのである。しかしながらこれらの資料によって、三条西流の正系には用いられることなかった別の複数の宗祇説の存在は明らかとなった。その様な宗祇注の一本、ないしはその様な宗祇説を少なくとも部分的に含み持っていたある資料を、信尋は引き用いたと推測されるのである。

ちなみに、前述した『忍摺抄』の、『宗長聞書』とも『肖聞抄』とも一致しない部分の中にも、片桐氏蔵聞書の「祇」標示を伴わない方の書き入れと文章までよく一致する箇所が十数箇所にわたって見出される。いま参考までに短い一例のみを示しておく。

（『忍摺抄』七十八段注末尾）よしのなければとはえんの事なり、縁の字を読な

(片桐氏藏聞書書き入れ) ヨシノナケレバト云ヨシハ縁ノ事也、エンノ字ヲヨシトヨムナリ

この他、たとえば百二十五段注末尾等には長文にわたる一致も見える。片桐氏藏聞書書き入れ、ないしは別本『宗長聞書』の、当時における様々な形での影響の大きさがしのばれるのだが、同時に、いまだ成立事情の明らかでない『忍摺抄』、さらにはそれと前述の如き関係にある『抄抜書』の、伝授の流れの中における位置とでも言ったものを考えるうえでも、この事実は示唆的である様に思われる。

なお、信尋に返し伝授を行った猪苗代兼与の父兼如が伊達政宗の命によって記した伊勢物語注釈が現存する(紹巴抄に兼載説や自説を加注、大津有一「統伊勢物語古注釈の研究」——『金沢大学国語国文』昭和四十二年三月——二十四に紹介、東山御文庫本の他、名古屋大学付属図書館神宮皇学館文庫に一本)が、その中には上述の様な宗祇説は見出し得ない。

## 五

『抄抜書』にその名をあげて引用されている伊勢物語注釈書は、「愚見」(『愚見抄』)の名が二箇所に見えるのを除けば、以上にあげたものがすべてである。ただし、『抄抜書』には注釈以外のものからの抜粋がきわめて多く、それがこの小冊子の内容に豊かな色どりを加えている。

まず、『古今集』の多数の歌例をはじめとして、『拾遺集』・『風雅集』・元真・清輔・定家・頼阿等の歌が参考歌として頻繁に掲げられている。その他、引用書目は「日本紀」・「源氏」(『河海抄』)・「清少納言枕双紙」・「和歌色葉集」・「宇治大納言物語」(『宇治拾遺物語』)等から「韓非子」・「毛詩」・「孝経」・「文選」・「白氏文集」・「韻府」・「韻会」等、そして「法華経」・「正観音経」等の仏典に至るまで、小冊子としては多数にのぼる。いま参考までに、四十段の「血の涙」について記された注をすべて掲げ、その引用の様相を示しておく。

ちの涙、古今ちの涙おちてぞ滝つ白川は君が代までの名にこそありけれ、そせい法師が哥也、又鶉ノ一名ヲ啼血ト云、此鳥血涙ノ落故ノ名ト云、依之ツムジノ一名杜鵑花ト云、彼鳥ノ涙此花ニカムリテ紅ニ成タルヨリ云ト也、躑躅ト云頼阿、なく鳥ノ涙ノ色ノくれなひをふかくもそむる岩つゝじかな、韓非子云、下和抱ハクハク璞哭ハクニ於楚山下



三一日三夜泣<sup>ダ</sup>尽<sup>テ</sup>而<sup>レ</sup>繼<sup>ニ</sup>之以<sup>レ</sup>血<sup>ヲ</sup>矣

まず『古今集』素性法師詠を参考歌として引くが、続いて血涙を落とすゆえに杜鵑を一名「啼血」とも呼ぶことを述べ、さらには躑躅を「杜鵑花」とも書く由来へと話題は広がってゆき、その証歌として頼阿の歌があげられる。そして最後に、血涙の淵源としてよく引かれる『韓非子』下和の故事が記されている。『抄拔書』の多岐にわたる引用資料は、右の例の『古今集』・『韓非子』の様に、伊勢物語の文言そのものについていわば実証的に例をあげたり、伊勢物語に見える事物の淵源を示したりするために掲げられている場合も多いが、そればかりでなく、右の例の中央部の記述やそれに続く頼阿の歌の様に、もはや伊勢物語そのものには直接かかわらない所にまで話題が及んでいる様な所に参考資料として用いられているものも多いのである。

この様な豊富な引用にまじって、『抄拔書』には、前述の様に、「私云」という標示を付して信尋の案出にかかると思われる独自の内容が記されてもいる。前引例に加え、あらたに一例を示しておく。

(八十二段) 時よへてひさしく、私云、其人とは右馬頭の外の人／＼の事歟

「私云」という標示を伴わない場合でも、たとえば百九段「花よりも人こそ」の歌について、まず同じ歌が古今集巻十六に作者紀茂行として見えることを詞書まで全文掲げて示したうえで次の様に記されているその内容は、他注に容易に見出し得ず、やはり信尋の案出かと推察される。

定家卿自筆之本此哥ノ頭書ニハ古今友則ト被注タリ、此物語ニハ業平ノ哥、業平茂行ヲトブライテ此哥ヲヨミテツカハシ侍ヲ彼茂行我哥ニ成テ人ノ方ヘツカハシ侍ニヨリ古今茂行ト入歟、友則ハ古今ノ寄人、業平トハ時代相違也、若後人頭書アヤマリ書歟

信尋自身の案と思われるものはこの他にも数多く見出せるが、それらも他資料からの抜書と同じ様に、右の様な伊勢物語の解釈やそれにまつわる問題についての見解にとどまらず、前述した様な事物の淵源や、さらには物語そのものからひとまず離れたいわば雑学的広がりの中での話題といった様なものまで、多様な内容を含んでいる。たとえば、初段の「狩」について、

鷹狩、仁徳天皇四十二年ニ始ル由日本紀ニミヘタリ

とある注記は、一面では「日本紀」の引用とも言える（実際は仁徳天皇四十三年が正しい）が、伊勢物語のこの部分に鷹狩の淵源を示す必要は必ずしもなく、他注にも同種の内容は見出し難い。また、六十五段「仏の御名を御心にいれて」について、

欽明天皇十三年ニ百済国ヨリ仏経渡、御門よろこび給てこれをあがめ給、繼体天皇御世にもろこしより仏わたりしかどももろこしの神となづけて仏ト云事しらず、此御世に仏法ハ知也

と記し、続けて継体・安閑・宣化・欽明各天皇相互の簡単な系図まで付したうえて、さらに、

又御仏名十二月十九日にあり、光仁ノ宝亀五年十二月よりはじまる

と記しているその記述なども、『抄拔書』の一面としての雑学的広がりをよく示している。

その他、たとえば藤原敏行の名の見える百七段の注に、「宇治大納言物語」という標示を付して、『宇治拾遺物語』の「敏行朝臣事」の梗概が長々と記されていたり、『抄拔書』全体の末尾に増補の形で、六十九段の「ねひとつよりうしみつまで——」の本文を掲げたりうえてそれについて、「清少納言枕双紙云」として『枕草子』の二箇所（時奏するいみじうおかし：・「御屏風御木丁のうしろなどに：」）の本文が抜書されたりしているのも、同様の広がりの一例と考えることができる。特に七十六段「おほはらや」の歌の注に見られる次の様な記述の、とりわけ末尾に付された文言（傍線部）は、上述の如き広がりの一例をなすとともに、五撰家の一の当主、藤原氏の氏長者であった信尋の、その立場からの言葉としてもふさわしく、講釈においてそのままに語られるべく、あらかじめここに記されている様にも見うけられる。（ちなみに、後水尾院の中宮は東福門院徳川和子。言うまでもなく「他家ノ后」であった。）

天兒屋根命天太玉命奉天照（太神勅為左右之扶翼）、今世マデ君ハ天照大神ノ御末国ヲタモチ玉、臣春日大明神ノ流撰政スル也、后妃モ藤氏必居給ベキ様ニ世継ニモ見えタリ、冬嗣公ノ孫トシテ春宮降誕ノ母儀ノ参詣ナレバ上代ノ誓約ヲ思召出テ神感モ一入ナルベキト云心也、他家ノ后ノ悪例アリ、当時斟酌アルベシ

中古・中世の参考歌例を多くあげつつ、和漢にわたる参考資料を引き用いて伊勢物語を注する態度そのものは、信尋筆聞書を通して見た光広・実条の講釈や、後水尾院の『御抄』とその講釈の聞書にもある程度共通して見られる特徴である。同様の傾向は、はやく三条西公条の注釈（たとえば学習院大学国語国文学研究室蔵『伊抄』）等にも見ら

れはするが、伊勢物語旧注の主流はこの時期においてむしろ一層、旧注なりの実証性・学問性を追求しつつあった。『抄拔書』に見える信尋の伊勢物語注も、その一面において当代のその傾向を共有しているのである。しかしながらその一方で、信尋の『抄拔書』は、後水尾院等の注釈や講釈の内容に比べ、はるかに豊富な雑学的広がりをも有している様に思われる。幽斎流の伝を継ぎ、諸説を集大成していわゆる御所伝授を形成していった実兄の後水尾院が、伊勢物語について、いわばすぐれてアカデミックな注解の傾向を示すのに対し、院と親しい交わりを保っていた（史料纂集『本源自性院記』解題等）信尋は、けれども一歩離れた独自の立場から、より自由に伊勢物語を談じている様に見えるのである。

『伊勢物語抄拔書』は、小冊子にもかかわらずきわめて多様なその内容によって、『忍指抄』や宗祇・尚通の注釈の存在およびその伝流等についての貴重な証言をなすと同時に、近衛家の当主信尋の上述の様な立場を、その人間的個性とともによく伝え得てもいる様に思われる。

（付記）貴重な御蔵書の閲覧をお許しいただいた陽明文庫、および各御所蔵者・関係諸機関の御好意に感謝申し上げます。なお、本稿をなすにあたっては、陽明文庫主事名和修氏から種々の貴重な御教示を賜った。また、拙いながらも本稿をこの様な形にまとめ得たのは、片桐洋一氏の御好意によって御架蔵開書を拝見させていただいたことによるところが大きい。その際には竹下豊氏にも御助力を賜った。あわせて心より感謝申し上げます。